

(写)

6 三 総 政 第 628 号

令和 7 年 2 月 17 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 7 年第 1 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 2 号 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 4 号 三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 三鷹市国民健康保険高額療養資金及び出産資金貸付基金条例を廃止する条例
- 議案第 9 号 三鷹市介護保険高額サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例
- 議案第 10 号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 7 号）

- 議案第14号 令和6年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 令和7年度三鷹市一般会計予算
- 議案第16号 令和7年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第17号 令和7年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第18号 令和7年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和7年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第20号 令和7年度三鷹市下水道事業会計予算

議案第 2 号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 第3条の規定にかかわらず、次の各号に定める者に対して支給する令和7年3月分の給料月額、同条の規定による額から当該各号に掲げる割合に相当する額を減じた額とする。ただし、第8条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 市長 100分の20

(2) 副市長（令和元年6月1日から三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年三鷹市条例第 号）の公布の日までの間において、三鷹市組織条例（昭和46年三鷹市条例第27号）第1条第1項に規定する健康福祉部に関する事務を分担する者に限る。） 100分の10

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（支給日の特例）

- 2 この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例附則第3項の規定により支給する給料の支給日は、第10条の規定にかかわらず、この条例の施行の日とする。

提案理由

市長及び令和元年6月以降に健康福祉部に関する事務を分担する副市長の令和7年3月分の給料月額を減額するため、本案を提出します。

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三鷹市功労者表彰条例の一部改正)

第1条 三鷹市功労者表彰条例（昭和27年三鷹市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三鷹市情報公開条例の一部改正)

第2条 三鷹市情報公開条例（昭和62年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「付則」を「附則」に改める。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則中「付則」を「附則」に改める。

(三鷹市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 三鷹市個人情報保護条例（令和4年三鷹市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第21条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三鷹市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 三鷹市行政不服審査会条例（平成28年三鷹市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三鷹市総合オンブズマン条例の一部改正)

第5条 三鷹市総合オンブズマン条例（平成12年三鷹市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(三鷹市職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 三鷹市職員の分限に関する条例（昭和27年三鷹市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(三鷹市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の2第3号及び第4号並びに第15条の2の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（三鷹市職員退職手当支給条例の一部改正）

第8条 三鷹市職員退職手当支給条例（昭和27年三鷹市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（三鷹市消防団条例の一部改正）

第9条 三鷹市消防団条例（昭和27年三鷹市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第10条 三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三鷹市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、同法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は同法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(三鷹市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例第15条の2の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（同条例第15条の2の4で準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(三鷹市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正法及び整理法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第8条の規定による改正後の三鷹市職員退職手当支給条例第15条第1項及び第5項、第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第19条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」又は「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 4 号

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する法律の条項を改めるため、本案を提出します。

議案第 5 号

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例

三鷹市印鑑条例（昭和50年三鷹市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（個人番号カードによる印鑑登録証）

第8条の2 市長は、登録申請者であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けているものから当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があったときは、印鑑登録証の交付に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする。

2 市長は、印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）であって、個人番号カードの交付を受けているものから印鑑登録証に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があったときは、当該印鑑登録証を返納させ、当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする。

3 前2項の処理を行った個人番号カード（以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。

（個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間等）

第8条の3 個人番号カードによる印鑑登録証の有効期間は、当該個人番号カードの有効期間と同一とする。

2 個人番号カードによる印鑑登録証を利用する印鑑登録者が、新たな個人番号カードの交付を受けたときは、当該個人番号カードを個人番号カードによる印鑑登録証として利用できるものとする。ただし、次条第2項の申請があったときは、この限りでない。

第9条中「印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」を「印鑑登録者」に、「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、個人番号カードによる印鑑登録証を利用する印鑑登録者から個人番号カードを印鑑登録証として利用することを終了する旨の申請があったときは、個人番号カードを印鑑登録証として利用することを終了するための処理を行い、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証を直接に交付する。

第10条中「者は、印鑑登録証」の右に「又は個人番号カードによる印鑑登録証」を加える。

第13条中「印鑑登録証」の右に「又は個人番号カードによる印鑑登録証」を加える。

第15条中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第17条第1項中「者は、印鑑登録証」の右に「又は個人番号カードによる印鑑登録証」を加え、同条第2項第1号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を削る。

附則中「付則」を「附則」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

申請があった場合に、個人番号カードを印鑑登録証として利用できるよう新たに規定を設けるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 6 号

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年三鷹市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項」を「前2項」に改める。

第12条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第15条第1項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第16条の2第2項中「関して」を「関し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の3 子育て部分休暇は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員（三鷹市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三鷹市条例第28号）第7条第1項に規定する部分休業をすることができる職員を除く。）が当該子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第19条 任命権者は、職員が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は2親等内の親族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第2項に規定する時間外勤務の制限、同条例第15条第1項に規定する子どもの看護等休暇及び同条例第16条の3第1項に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案理由

時間外勤務の制限の対象となる子の範囲及び子どもの看護休暇の取得事由を拡大し、並びに子育て部分休暇を新設するとともに、職員の介護離職防止に係る勤務環境の整備等について定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 7 号

三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

三鷹市職員退職手当支給条例（昭和27年三鷹市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条第8項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第11項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第10条の2第2項各号列記以外の部分中「次条第5項」を「第11条第5項」に、「次条第6項」を「同条第6項」に改め、同項第2号中「次条第5項」を「第11条第5項」に改める。

附則第4項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三鷹市職員退職手当支給条例第6条第8項（第4号に係る部分に限り、同条第11項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（三鷹市職員退職手当支給条例第2条第1号に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

雇用保険法の一部改正により失業等給付の見直しが行われたことに伴い、失業者の退職手当に係る規定を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 8 号

三鷹市国民健康保険高額療養資金及び出産資金貸付基金条例を廃止する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市国民健康保険高額療養資金及び出産資金貸付基金条例を廃止する条例

三鷹市国民健康保険高額療養資金及び出産資金貸付基金条例（平成16年三鷹市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

三鷹市国民健康保険高額療養資金及び出産資金貸付基金を廃止するため、本案を提出します。

議案第 9 号

三鷹市介護保険高額サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市介護保険高額サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例

三鷹市介護保険高額サービス費資金貸付基金条例（平成12年三鷹市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

三鷹市介護保険高額サービス費資金貸付基金を廃止するため、本案を提出します。

議案第 10 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2の21の項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に、「審査（以下）」を「審査又は建築物の計画（建築基準法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下これを）」に、「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「1万3,000円」に、「1万4,000円」を「2万1,000円」に、「1万9,000円」を「2万5,000円」に改め、同表の27の項中「1万1,000円」を「1万5,000円」に、「1万2,000円」を「1万7,000円」に、「1万6,000円」を「2万5,000円」に、「2万3,000円」を「3万1,000円」に改め、同表の30の項中「9,900円」を「1万2,000円」に、「1万1,000円」を「1万6,000円」に、「1万5,000円」を「2万3,000円」に、「2万1,000円」を「2万9,000円」に改め、同表の36の項中「5,600円」を「6,900円」に、「9,400円」を「1万3,000円」に、「1万4,000円」を「2万1,000円」に、「1万9,000円」を「2万5,000円」に改め、同表の41の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「1万1,000円」を「1万5,000円」に、「1万2,000円」を「1万7,000円」に、「1万6,000円」を「2万5,000円」に、「2万3,000円」を「3万1,000円」に改め、同表の42の項及び43の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の44の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「9,900円」を「1万2,000円」に、「1万1,000円」を「1万6,000円」に、「1万5,000円」を「2万3,000円」に、「2万1,000円」を「2万9,000円」に改め、同表の45の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の46の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の47の項及び48の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の49の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同表の111の項単位及び金額の欄を次のように改める。

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について36の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに22の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について37

の項又は38の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)

(1) 申請に併せて市長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)

5,800円

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1万1,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

2万3,800円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

5万2,800円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

9万4,700円

e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

11万9,000円

f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

14万8,000円

(イ) 非住宅部分(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1万1,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

1万9,500円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

3万1,600円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

9万4,300円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	14万9,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	18万8,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	23万5,000円
(2) (1)以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(ア) 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万700円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,200円
(イ) 仕様・計算併用法（住宅部分の省令第1条第1項第2号イ(1)の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率（以下この表において「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項及び112の項並びに127の項及び128の項において同じ。）による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万100円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万3,200円
(ウ) 標準計算法（省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項及び112の項並びに127の項及び128の項において同じ。）による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4万200円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	4万4,900円
イ ア以外の建築物	

(7) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

3万8,700円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

6万6,900円

- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

12万円

- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

18万3,000円

b 仕様・計算併用法による場合

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

5万9,800円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

10万円

- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

17万5,000円

- (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

25万6,000円

- (e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

30万4,000円

- (f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

35万4,000円

c 標準計算法による場合

- (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

8万1,000円

- (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

13万5,000円

- (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

	22万9,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	32万9,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	39万円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	44万9,000円
(イ) 非住宅部分	
a モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表の112の項並びに127の項及び128の項において同じ。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	10万2,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	12万9,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	17万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	27万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	36万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	43万4,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	50万9,000円
b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表の112の項並びに127の項及び128の項において同じ。）による場合	

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26万6,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61万5,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	75万8,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	89万6,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	102万円

別表第2の112の項単位及び金額の欄を次のように改める。

次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について36の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに22の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について37の項又は38の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）	
(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
ア 一戸建て住宅	4,100円
イ ア以外の建築物	
(ア) 住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万6,700円

- | | |
|---|-----------|
| c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 3万7,000円 |
| d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの | 6万6,500円 |
| e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの | 8万3,500円 |
| f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの | 10万3,000円 |

(イ) 非住宅部分

- | | |
|---|-----------|
| a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 8,000円 |
| b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 1万3,800円 |
| c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 2万2,200円 |
| d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 6万6,100円 |
| e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの | 10万4,000円 |
| f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの | 13万2,000円 |
| g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの | 16万5,000円 |

(2) (1) 以外の場合

ア 一戸建て住宅

(ア) 誘導仕様基準による場合

- | | |
|------------------------------|----------|
| a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 1万4,300円 |
| b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 1万5,100円 |

(イ) 仕様・計算併用法による場合

- | | |
|------------------------------|----------|
| a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 2万1,100円 |
| b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 2万3,300円 |

(ウ) 標準計算法による場合

- | | |
|------------------------------|----------|
| a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 2万8,300円 |
| b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの | 3万1,500円 |

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

a 誘導仕様基準による場合

- | | |
|---|-----------|
| (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 2万6,800円 |
| (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 4万6,500円 |
| (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 8万4,800円 |
| (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの | 12万7,000円 |

b 仕様・計算併用法による場合

- | | |
|---|-----------|
| (a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 4万2,000円 |
| (b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 7万500円 |
| (c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 12万2,000円 |
| (d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの | 17万9,000円 |
| (e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの | |

	21万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	24万8,000円
c 標準計算法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	5万6,800円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	9万4,600円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	16万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	23万1,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	27万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	31万4,000円
(イ) 非住宅部分	
a モデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	7万1,600円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	
	9万1,100円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	11万9,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	19万3,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	25万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未	

満のもの	30万4,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	35万7,000円
b 標準計算法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円

別表第2の128の項を削り、同表の127の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、「とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合においては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この項の規定により算出した額）とし、誘導仕様基準以外による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しない

額」を削り、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「3,700円」を「4,100円」に、

「	a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
	b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万5,000円
」		

を

「	a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
	b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
」		

に、「3万2,000円」を「3万7,000円」に、

「	d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	5万7,000円
	(イ) 非住宅部分	
	a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円
」		

を

「	d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	6万6,500円
	e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	8万3,500円
	f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	10万3,000円
(イ) 非住宅部分		
	a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	

	8,000円
」	
に、「1万1,800円」を「1万3,800円」に、「1万9,100円」を「2万2,200円」に、	
「5万6,400円」を「6万6,100円」に、「9万円」を「10万4,000円」に、「11万3,000円」を「13万2,000円」に、「14万1,000円」を「16万5,000円」に、「1万4,000円」を「1万4,300円」に、	
「	
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,000円
(イ) 誘導仕様基準以外による場合	
a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万4,200円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万7,000円
」	

を

「	
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,100円
(イ) 仕様・計算併用法による場合	
a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万1,100円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万3,300円
(ウ) 標準計算法による場合	
a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万8,300円
b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万1,500円
」	

に、「2万6,000円」を「2万6,800円」に、「4万6,000円」を「4万6,500円」に、
「8万3,000円」を「8万4,800円」に、「12万5,000円」を「12万7,000円」に、
「

b 誘導仕様基準以外による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	

を
「

	4 万8, 500円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	
	8 万1, 000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	
	13万8, 000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの	
	19万7, 000円

」

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	4 万2, 000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	
	7 万500円
(c) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	
	12万2, 000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	
	17万9, 000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1 万平方メートル以上2 万5, 000平方メートル未満のもの	
	21万3, 000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2 万5, 000平方メートル以上のもの	
	24万8, 000円

c 標準計算法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	5 万6, 800円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	
	9 万4, 600円
(c) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	

	16万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	23万1,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	27万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	31万4,000円

に、「6万1,100円」を「7万1,600円」に、「7万7,600円」を「9万1,100円」に、「10万2,100円」を「11万9,000円」に、「16万5,100円」を「19万3,000円」に、「21万6,000円」を「25万3,000円」に、「26万円」を「30万4,000円」に、「30万5,000円」を「35万7,000円」に、「15万9,100円」を「18万6,000円」に、「19万9,200円」を「23万4,000円」に、「25万7,100円」を「30万1,000円」に、「36万6,700円」を「43万円」に、「45万3,000円」を「53万1,000円」に、「53万5,000円」を「62万7,000円」に、「61万円」を「71万5,000円」に改め、同項を同表の128の項とし、同表の126の項中「第35条第1項の」を「第30条第1項の」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合においては、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とし、誘導仕様基準以外による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準による場合に限り、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しない額とする。」を削り、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「5,100円」を「5,800円」に、

イ ア以外の建築物	
(7) 住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	9,700円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	2万1,000円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	4万6,000円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	8万1,000円
(イ) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円

」

を
「

イ ア以外の建築物	
(ア) 住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万3,800円
c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万2,800円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万4,700円
e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万9,000円
f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万8,000円
(イ) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1万1,300円

」

に、「1万6,700円」を「1万9,500円」に、「2万7,100円」を「3万1,600円」に、「8万400円」を「9万4,300円」に、「12万8,000円」を「14万9,000円」に、「16万1,000円」を「18万8,000円」に、「20万1,000円」を「23万5,000円」に、「2万円」を「2万700円」に、「2万2,000円」を「2万2,200円」に、

「	(イ) 誘導仕様基準以外による場合	
	a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3 万4, 400円
	b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3 万8, 400円
		」

を 「	(イ) 仕様・計算併用法による場合	
	a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3 万100円
	b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3 万3, 200円
	(ウ) 標準計算法による場合	
	a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4 万200円
	b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	4 万4, 900円
		」

に、「3 万8, 000円」を「3 万8, 700円」に、「6 万6, 000円」を「6 万6, 900円」に、
「11万8, 000円」を「12万円」に、「17万9, 000円」を「18万3, 000円」に、
「

	b 誘導仕様基準以外による場合	
	(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6 万9, 100円
	(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	11万6, 000円
	(c) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	19万6, 000円
	(d) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの	28万1, 000円
		」

を
「

b 仕様・計算併用法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	5万9,800円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	17万5,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	35万4,000円
c 標準計算法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8万1,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13万5,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22万9,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	32万9,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	39万円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	44万9,000円

」

に改め、「(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)」を削り、「8万7,100円」を「10万2,000円」に、「11万700円」を「12万9,000円」に、「14万5,700円」を「17万1,000円」に、「23万5,700円」を「27万6,000円」に、「30万9,000円」を「36万1,000円」に、「37万1,000円」を「43万4,000円」に、「43万5,000円」を「50万9,000円」に改め、「(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)」を削り、「22万7,100円」を「26万6,000円」に、「28万4,400円」を「33万4,000円」に、「36万7,100円」を「43万1,000円」に、「52万3,700円」を「61万5,000円」に、「64万6,000円」を「75万8,000円」に、「76万3,000円」を「89万6,000円」に、「87万1,000円」を「102万円」に改め、同項を同表の127の項とし、同表の125の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、次の(1)により算出した額とする。)」を削り、

「

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円
イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円
ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円
エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円

オ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

11万3,000円

カ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

14万1,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。）

ア モデル建物法による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

7万7,600円

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

10万2,100円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

16万5,100円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

21万6,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

26万円

(カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

30万5,000円

イ 標準入力法等による場合

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

19万9,200円

(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

25万7,100円

(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

36万6,700円

(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

45万3,000円

(オ) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未満のもの	53 万 5, 000 円
(カ) 当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	61 万円

を
「

(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 10 条第 1 項に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	
ア 一戸建て住宅	4, 100 円
イ ア以外の建築物	
(ア) 住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8, 000 円
b 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	1 万 6, 700 円
c 当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	3 万 7, 000 円
d 当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	6 万 6, 500 円
e 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未満のもの	8 万 3, 500 円
f 当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	10 万 3, 000 円
(イ) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8, 000 円
b 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	1 万 3, 800 円
c 当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	

	2 万2, 200円
d 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	
	6 万6, 100円
e 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上1 万平方メートル未満のもの	
	10万4, 000円
f 当該部分の床面積の合計が1 万平方メートル以上2 万5, 000平方メートル未満のもの	
	13万2, 000円
g 当該部分の床面積の合計が2 万5, 000平方メートル以上のもの	
	16万5, 000円
(2) (1) 以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(イ) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	
	1 万4, 300円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
	1 万5, 100円
(イ) 仕様・計算併用法による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	
	2 万1, 100円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
	2 万3, 300円
(ウ) 標準計算法による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	
	2 万8, 300円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	
	3 万1, 500円
イ ア以外の建築物	
(イ) 住宅部分	
a 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	2 万6, 800円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	
	4 万6, 500円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

8万4,800円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

12万7,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

4万2,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

7万500円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

12万2,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

17万9,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

21万3,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

24万8,000円

c 標準計算法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

5万6,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

9万4,600円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

16万1,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

23万1,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

27万3,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	31 万 4, 000 円
(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	
a 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	8, 000 円
b 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	1 万 3, 800 円
c 当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	2 万 2, 200 円
d 当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	6 万 6, 100 円
e 当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	10 万 4, 000 円
f 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5, 000 平方メートル未満のもの	13 万 2, 000 円
g 当該部分の床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル以上のもの	16 万 5, 000 円
(ウ) (イ) 以外の非住宅部分の場合	
a モデル建物法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	7 万 1, 600 円
(b) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの	9 万 1, 100 円
(c) 当該部分の床面積の合計が 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの	11 万 9, 000 円
(d) 当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの	19 万 3, 000 円
(e) 当該部分の床面積の合計が 5, 000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	25 万 3, 000 円

(f) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万5, 000平方メートル未満のもの	30万4, 000円
(g) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートル以上のもの	35万7, 000円
b 標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6, 000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの	23万4, 000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの	30万1, 000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	43万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	53万1, 000円
(f) 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万5, 000平方メートル未満のもの	62万7, 000円
(g) 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートル以上のもの	71万5, 000円

」

に改め、同項を同表の126の項とし、同表の124の項中「(平成27年法律第53号) 第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」を「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」に改め、「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。))を行う場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物

(同項に規定する他の建築物をいう。以下この項から127の項までにおいて同じ。)
において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物にお
ける建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手
数料の額は、次の(1)により算出した額とする。)」を削り、
「

(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定
する非住宅部分をいう。以下この項から129の項までにおいて同じ。）の用途が工場等
（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売
市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この
項、次項及び129の項において同じ。）のみの場合

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
1万6,700円

イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
2万7,100円

ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
8万400円

エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの
12万8,000円

オ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のも
の
16万1,000円

カ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの
20万1,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場合（手数料の算出において、複合建築物（住宅部分（建
築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をい
う。以下この項から129の項までにおいて同じ。）と非住宅部分とを含む建築物をいう。
次項及び129の項において同じ。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分
の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非
住宅部分として取り扱い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令
（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又
はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の
割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部
分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等
の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の
非住宅部分の場合により算出した額とする。）

ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業

省・国土交通省令第1号。以下126の項から129の項並びに備考2及び備考3において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項から129の項までにおいて「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項、128の項及び129の項において同じ。）による場合

- | | |
|---|-----------|
| (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 11万700円 |
| (イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 14万5,700円 |
| (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 23万5,700円 |
| (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの | 30万9,000円 |
| (オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの | 37万1,000円 |
| (カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの | 43万5,000円 |

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項、128の項及び129の項において同じ。）による場合

- | | |
|---|-----------|
| (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 28万4,400円 |
| (イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 36万7,100円 |
| (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 52万3,700円 |
| (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの | 64万6,000円 |
| (オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの | 76万3,000円 |
| (カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの | 87万1,000円 |

を
「

(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第

10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅

5,800円

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1万1,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

2万3,800円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

5万2,800円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

9万4,700円

e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

11万9,000円

f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

14万8,000円

(イ) 非住宅部分

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1万1,300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

1万9,500円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

3万1,600円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

9万4,300円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

14万9,000円

f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

	18万8,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	23万5,000円
(2) (1)以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万700円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万2,200円
(イ) 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、126の項及び129の項において同じ。）による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万100円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万3,200円
(ウ) 標準計算法（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、126の項及び129の項において同じ。）による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	4万200円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	4万4,900円
イ ア以外の建築物	
(ア) 住宅部分	
a 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	3万8,700円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万6,900円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	

	12万円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	
	18万3,000円
b 仕様・計算併用法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	5万9,800円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	10万円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	17万5,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	25万6,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	30万4,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	35万4,000円
c 標準計算法による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
	8万1,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	13万5,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
	22万9,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	
	32万9,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
	39万円
(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	
	44万9,000円

(イ) 非住宅部分の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

1 万1, 300円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの

1 万9, 500円

c 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの

3 万1, 600円

d 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの

9 万4, 300円

e 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの

14万9, 000円

f 当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万5, 000平方メートル未満のもの

18万8, 000円

g 当該部分の床面積の合計が 2 万5, 000平方メートル以上のもの

23万5, 000円

(ウ) (イ) 以外の非住宅部分の場合

a モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、126の項及び129の項において同じ。）による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

10万2, 000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満のもの

12万9, 000円

(c) 当該部分の床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの

17万1, 000円

(d) 当該部分の床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの

27万6, 000円

(e) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの

もの	36万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	43万4,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	50万9,000円
b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。126の項及び129の項において同じ。）による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26万6,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	43万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	61万5,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	75万8,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	89万6,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	102万円

に改め、同項を同表の125の項とし、同表の123の項の次に次のように加える。

124	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書き又は第12条第2項ただし書きの規定に基づく審査（特定建築行為が建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の額（建築基準法第6条第4項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査又
-----	--	-------------------	---

	限る。)		は同法第18条第3項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行う仕様基準(住宅部分の外壁、窓を通しての熱の損失の防止に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)をいう。以下同じ。)又は誘導仕様基準の審査に係るものをいう。)は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額
			(1) 一戸建て住宅
			ア 当該部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの
			2,500円
			イ 当該部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
			4,700円
			ウ 当該部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル

			以内のもの 7,800円
		エ	当該部分の 床面積の合計 が200平方メー トルを超える もの 9,400円
		(2)	一戸建て住宅 以外の住宅
		ア	当該部分の 床面積の合計 が30平方メー トル以内のも の 4,300円
		イ	当該部分の 床面積の合計 が30平方メー トルを超え100 平方メートル 以内のもの 8,200円
		ウ	当該部分の 床面積の合計 が100平方メー トルを超え200 平方メートル 以内のもの 1万3,300円
		エ	当該部分の 床面積の合計 が200平方メー トルを超え500 平方メートル 以内のもの 1万5,900円

			オ 当該部分の 床面積の合計 が500平方メー トルを超え1,0 00平方メート ル以内のもの 2万2,300円
			カ 当該部分の 床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以内のも の 3万1,300円
			キ 当該部分の 床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以内のも の 5万100円
			ク 当該部分の 床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え もの 6万8,900円

別表第2の129の項中「) 第11条」を「) 第13条」に改め、「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の手数料の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。)」を削り、

「

(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

ア 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万1,800円
イ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円
ウ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円
エ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	9万円
オ 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	11万3,000円
カ 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	14万1,000円
(2) (1)以外の非住宅部分の場合（手数料の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱い、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とし、非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の手数料の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。）	
ア モデル建物法による場合	
（ア）当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	7万7,600円
（イ）当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	10万2,100円
（ウ）当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	16万5,100円
（エ）当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	21万6,000円
（オ）当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	26万円
（カ）当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	30万5,000円
イ 標準入力法等による場合	

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19万9,200円
(イ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25万7,100円
(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	36万6,700円
(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	45万3,000円
(オ) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	53万5,000円
(カ) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	61万円

」

を
「

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に掲げる軽微な変更該当していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	
ア 一戸建て住宅	4,100円
イ ア以外の建築物	
(ア) 住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万6,700円
c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	3万7,000円
d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	6万6,500円
e 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	8万3,500円
f 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	

	10万3,000円
(イ) 非住宅部分	
a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	8,000円
b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1万3,800円
c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万2,200円
d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	6万6,100円
e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	10万4,000円
f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	13万2,000円
g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	16万5,000円
(2) (1)以外の場合	
ア 一戸建て住宅	
(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万4,300円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万5,100円
(イ) 仕様・計算併用法による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万1,100円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万3,300円
(ウ) 標準計算法による場合	
a 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万8,300円
b 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万1,500円

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

a 仕様基準又は誘導仕様基準による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

2万6,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

4万6,500円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

8万4,800円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

12万7,000円

b 仕様・計算併用法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

4万2,000円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

7万500円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

12万2,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

17万9,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

21万3,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

24万8,000円

c 標準計算法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

5万6,800円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

9万4,600円

(c) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満

のもの

16万1,000円

(d) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

23万1,000円

(e) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

27万3,000円

(f) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

31万4,000円

(イ) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

8,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

1万3,800円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

2万2,200円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

6万6,100円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの

10万4,000円

f 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの

13万2,000円

g 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの

16万5,000円

(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合

a モデル建物法による場合

(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

7万1,600円

(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

9万1,100円

(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

もの	11万9,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万3,000円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	25万3,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	30万4,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	35万7,000円
b 標準入力法等による場合	
(a) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	18万6,000円
(b) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	23万4,000円
(c) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30万1,000円
(d) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	43万円
(e) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	53万1,000円
(f) 当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	62万7,000円
(g) 当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	71万5,000円

」

に改める。

別表第2備考3中「の額」の右に「(以下この表において「向上計画認定申請手数

料」という。)」を加え、「126の項(2)のイの(イ)のb又は127の項(2)のイの(イ)のb」を「127の項(2)のイの(イ)又は128の項(2)のイの(イ)」に改め、備考3を備考4とし、備考4の次に次のように加える。

- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の125の項(1)の規定により算出した額とする。
- 6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の126の項(1)の規定により算出した額とする。
- 7 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（以下この表において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。
- 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。
- 9 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

- 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- 11 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の128の項の規定により算出した額とする。
- 12 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。
- 13 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
- 14 適合性判定手数料等又は向上計画認定申請手数料等について、住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、この表の125の項(1)のア若しくは(2)のア、126の項(1)のア若しくは(2)のア、127の項(1)のア若しくは(2)のア、128の項(1)のア若しくは(2)のア又は129の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。
- 15 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の125の項(2)のイの(i)、126の項(2)のイの(i)又は129の項(2)のイの(i)

に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

別表第2備考2中「124の項(2)のイ、125の項(2)のイ、128の項(2)のイの(イ)のb又は129の項(2)のイ」を「125の項(2)のイの(ウ)、126の項(2)のイの(ウ)、129の項(2)のイの(ウ)」に改め、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考2の前に次のように加える。

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、住戸の数が一である複合建築物（住宅と非住宅部分とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分の手数料の額は、この表の111の項(1)のア若しくは(2)のア又は112の項(1)のア若しくは(2)のアに掲げる額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、建築基準法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正に伴い、建築確認審査等に係る手数料を新設及び改廃するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 11 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第11条第1項中「100分の5.7」を「100分の6.1」に改める。

第13条の2中「100分の2.2」を「100分の2.3」に改める。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険税の課税限度額及び所得割額の算定割合を改めるとともに、低所得者世帯に対する均等割額の軽減基準額を引き上げるため、本案を提出します。

議案第 12 号

三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三鷹市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則中「付則」を「附則」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 13 号

令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 14 号

令和 6 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 15 号

令和 7 年度三鷹市一般会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 16 号

令和 7 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 17 号

令和 7 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 18 号

令和 7 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 19 号

令和 7 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 20 号

令和 7 年度三鷹市下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝